⑴　当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第六項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保険者（以下このロにおいて「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

⑵～⑷　（略）

ハ～ヲ　（略）

二　（略）

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～三　（略）

四　イに掲げる額からロ及びハに掲げる額の合算額を控除して得た額

イ　当該都道府県に係る第四条第一項第四号イに掲げる額に次の式により算定した数を乗じて得た額（第七項において「子ども・子育て支援納付金按分額」という。）

（当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条の二第八項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数×当該市町村に係る算定政令第十一条の二第四項第一号に掲げる数＋当該市町村に係る算定政令第十一条の二第五項第一号に掲げる数）

（１＋当該都道府県に係る交付金等省令第三十三条の二第八項第二号の子ども・子育て支援納付金都道府県標準所得係数）×（子ども・子育て支援納付金按分調整係数）

ロ　イに掲げる額から当該年度における当該市町村に係る第四条第一項第四号ロ⑵に掲げる額を控除した額の百分の四十一に相当する額

ハ　次に掲げる額の合算額

⑴　当該年度における当該市町村の子ども・子育て支援納付金賦課額に係る繰入金に相当する額

⑴　当該年度の前年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る保険料（法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このロにおいて同じ。）に充てるための保険料を除く。）の総額を同年度の賦課期日における被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象被保険者等の属する世帯（賦課期日において、施行令第二十九条の七の二第一項の規定により読み替えられた施行令第二十九条の七第六項第一号から第五号まで又は地方税法第七百三条の五の二第一項の規定により読み替えられた同法第七百三条の五第一項に定める基準に従い保険料を減額された世帯に限る。）に属する被保険者（以下このロにおいて「特例対象者」という。）の総数を乗じて得た額と、同年度に納付すべきものとして賦課期日に賦課された被保険者に係る法第七十五条の七第一項の国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てるための保険料の総額を同年度の賦課期日における介護納付金賦課被保険者の総数で除して得た額に同年度における特例対象者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）の総数を乗じて得た額の合計額から、同年度の法第七十二条の三第一項及び法第七十二条の四第一項の規定による繰入金に相当する額のうち特例対象者に係る額並びに同年度に納付すべきものとして賦課された特例対象者に係る保険料の総額を控除した額に十二分の三を乗じて得た額

⑵～⑷　（略）

ハ～ヲ　（略）

二　（略）

（市町村調整対象需要額の算定方法）

第七条　市町村調整対象需要額は、次に掲げる額の合計額とする。

一～三　（新設）